

静岡県告示第723号

令和4年5月10日静岡県告示第383号にて告示した令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））の知事管理漁獲可能量のうち、第2のくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項で準用する同条第4項の規定に基づき公表する。

令和4年10月28日

静岡県知事 川勝平太

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

27.2トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等	9.1トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（くろまぐろはえ縄漁業） （12月から翌年3月まで）	7.1トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（くろまぐろひき縄釣漁業） （11月から翌年3月まで）	1.5トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（その他漁業） （周年）	0.5トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	6.2トン

（注）漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。